

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

<p>○計量器の定期検査を実施する件 二四</p> <p>○平成二十一年度福島県職員採用選考予備試験を実施する件 二四</p> <p>○行政書士法の規定により処分した件二件 二四</p> <p>○土地改良区の役員が退任した旨届出があった件 二四</p> <p>○基本測量の実施の終了について通知があった件二件 二四</p>	<p>○公共測量の実施の終了について通知があった件 二四</p> <p>○都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件 二四</p> <p>○都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 二四</p> <p>福島県病院局</p> <p>○平成二十一年度福島県病院局職員採用選考予備試験を実施する件 二四</p> <p>正 誤</p> <p>○平成二十一年三月二十四日付け定例第二千六百六十六号中 二五</p> <p>○平成二十一年三月三十一日付け定例第二千六百六十八号中 二五</p>
---	--

告 示

福島県告示第二百六十七号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十一年四月十日

福島県知事 佐 藤 雄 平

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で行われる検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
伊達郡国見町	非自動はかり（計量法	五月二日	国見町役場

同 郡桑折町	施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。）、分銅及びおもり	五月一三日	桑折町役場
同 郡川俣町		五月一四日	山木屋公民館
同 郡川俣町		五月一四日 午前一〇時から 午前一時まで	川俣町中央公民館
同 郡川俣町		五月一四日 午後一時から 午後三時三〇分まで	ふるさとふれあいホール
同 郡川俣町		五月二〇日 午前九時三〇分から 午後三時三〇分まで	霊山中央公民館
同 郡川俣町		五月二一日 午前九時三〇分から 午後三時三〇分まで	梁川農村環境改善センター
同 郡川俣町		五月二六日 午前九時三〇分から 午後三時三〇分まで	保原体育館
同 郡川俣町		五月二七日 午前九時三〇分から 午前十一時三〇分まで	伊達ふれあいセンター

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所を実施する検査

右に掲げる市町	右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの	五月二十八日から六月二日 六日まで（土曜日及び日曜日を除く。） 午前一〇時から 午後三時まで	福島県計量検定所
---------	------------------------	---	----------

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日
伊達市、伊達郡桑折町、同郡国見町、同郡川俣町	非自動はかり、分銅及びおもり	一〇月一日から二月二日 二日まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）

（計量検定所）

公 告

公告第百八十九号

平成二十一年度福島県職員採用選考予備試験を次のとおり実施します。

平成二十一年四月十日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 試験を実施する職種
獣医師、船舶（航海）、船舶（機関）及び通信（船舶通信）
- 二 試験期日
平成二十一年五月十四日（木）
受験申込受付期間
平成二十一年四月十三日（月）から五月七日（木）まで
- 四 受付窓口及び問い合わせ先
 - 1 獣医師
福島県保健福祉部保健福祉総室保健福祉総務課（福島市杉妻町二番十六号 電話（〇二四）五二一七二一九）又は福島県農林水産部農林水産総室農林総務課（福島市杉妻町二番十六号 電話（〇二四）五二一七三九一）
 - 2 船舶（航海）、船舶（機関）及び通信（船舶通信）
福島県農林水産部農林水産総室農林総務課（福島市杉妻町二番十六号 電話（〇二四）五二一七三九一）

（人事課）

公告第百九十号

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十四条の二第一項の規定により、次のとおり処分した。

平成二十一年四月十日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 処分を受けた者
 - 1 名称 あなたの街の行政書士法人 代表社員 降矢 正美
 - 2 事務所の所在地 福島県郡山市桑野二丁目二十九番十八号
 - 三 処分の内容 平成二十一年四月一日
 - 四 処分の内容 平成二十一年四月二十日から同年五月十九日まで一月の業務の全部停止

行政書士法第一条の二第二項、第十条及び第十三条に違反したため

（文書法務課）

公告第百九十一号

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十四条の規定により、次のとおり処分した。

平成二十一年四月十日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 処分を受けた者
 - 1 氏名 行政書士 降矢 正美
 - 2 事務所の名称 あなたの街の行政書士法人
 - 3 事務所の所在地 福島県郡山市桑野二丁目二十九番十八号
 - 二 処分の年月日 平成二十一年四月一日
 - 三 処分の内容 平成二十一年四月二十日から同年五月十九日まで一月の業務の停止
 - 四 処分の理由
行政書士法第一条の二第二項、第十条及び第十三条に違反したため

（文書法務課）

公告第百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

平成二十一年四月十日

福島県知事 佐藤雄平

- 土地改良区の名称
布藤堰土地改良区
- 退任した役員
役別 氏名 住所

理事 玉水 義一 耶麻郡磐梯町大字磐梯字山神二二七四番地

(農村計画課)

公告第九十三号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第二項の規定により、基本測量の実施の終了について、平成二十一年三月二十五日付けで国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成二十一年四月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 測量地域 福島県内全域
- 二 測量開始期日 平成二十年四月七日
- 三 測量終了期日 平成二十一年三月二十四日
- 四 作業の種類 基本測量(二万五千分の一地形図修正測量)

(技術管理課建設産業室)

公告第九十四号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第二項の規定により、基本測量の実施の終了について、平成二十一年三月二十七日付けで国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成二十一年四月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 測量地域 福島市、会津若松市、南会津郡南会津町、耶麻郡北塩原村、大沼郡会津美里町、西白河郡矢吹町及び東白川郡塙町
- 二 測量開始期日 平成二十年四月二十一日
- 三 測量終了期日 平成二十一年三月十九日
- 四 作業の種類 基本測量(国土調査に伴う基準点測量)

- 二 測量地域 相馬市、南相馬市、南会津郡南会津町、大沼郡昭和村及び双葉郡楡葉町

- 2 測量開始期日 平成二十年四月二十一日
- 3 測量終了期日 平成二十一年三月十九日

- 4 作業の種類 基本測量(電子基準点現地調査作業)

- 三 測量地域 郡山市、いわき市及び須賀川市

- 2 測量開始期日 平成二十年九月十六日

- 3 測量終了期日 平成二十一年三月二十七日

- 4 作業の種類 基本測量(基盤地図情報整備作業)

- 四 測量地域 会津若松市

- 1 測量開始期日 平成二十一年一月九日

- 3 測量終了期日 平成二十一年三月二十七日

- 4 作業の種類 基本測量(基盤地図情報整備作業)

公告第九十五号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条で準用する同法第十四条第二項の規定により、公共測量の実施の終了について、平成二十一年三月二十三日付けで福島県喜多方建設事務所長から次のとおり通知があった。

平成二十一年四月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 測量地域 耶麻郡北塩原村
- 2 測量開始期日 平成二十年八月十一日
- 3 測量終了期日 平成二十一年三月十九日
- 4 作業の種類 公共測量(デジタルマッピング)
- 二 測量地域 喜多方市勝本地内外及び雄国沢筋外
- 1 測量開始期日 平成二十年十月十日
- 2 測量終了期日 平成二十一年三月十九日
- 3 測量終了期日 平成二十一年三月十九日
- 4 作業の種類 公共測量(デジタルマッピング)

(技術管理課建設産業室)

公告第九十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第二十条第一項の規定により、富岡町から富岡都市計画地区計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年四月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 縦覧に供する図書

- 二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課 (都市計画課)

公告第九十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、相馬市から相馬都市計画用途地域の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年四月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 縦覧に供する図書

- 二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

福島県病院局

公告第6号

平成21年度福島県病院局職員採用選考予備試験を次のとおり実施します。

平成21年 4月10日

福島県病院局事業管理者 高地 英夫

- 1 試験を実施する職種
理学療法士
- 2 試験期日
平成21年 4月30日 (木)
- 3 受験申込受付期間
平成21年 4月10日 (金) から同月22日 (水) まで
- 4 受付窓口及び問い合わせ先
福島県病院局病院総務課 (福島県中町 8番 2号 電話 (024) 521-7226)
(病院総務課)

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十一年三月二十四日付け定例第二千六十六号中

一八八	下	後から 一一一 後から	平成十一年九月十四日	平成二年八月十七日
		後から 十	都市計画事業の事業計画の変更を認可した件(平成十八年福島県告示第五百十九号)の事業地に都市計画事業の事業計画の変更を認可した件(平成十五年福島県告示第五百九十六号)の事	都市計画事業の事業計画の変更を認可した件(平成十八年福島県告示第五百十九号)の事業地に

○平成二十一年三月三十一日付け定例第二千六十八号中

		後から 六	業地並びに 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件(平成十八年福島県告示第五百十九号)の事業地及び都市計画事業の事業計画の変更を認可した件(平成十五年福島県告示第五百九十六号)の事業地	同事業地
一一一	下	一	職員手当等 福島県立修明高等学校鮎川校の	職員手当等 福島県立修明高等学校鮎川校の
一一〇六	上	一五	福島県現金取扱員印(福島県立修明高等学校鮎川校用) 福島県立修明高等学校鮎川校の	福島県現金取扱員印(福島県立修明高等学校鮎川校用) 福島県立修明高等学校鮎川校の